家庭用ごみ指定袋　燃えるごみ用（中・小）
事業所用ごみ指定袋　燃えるごみ用（中）の袋のサイズが変わります。

ごみ減量化に伴う指定袋制に関するアンケート調査の結果

白根地域広域事務組合では、今後のごみ処理事業推進に役立てるため、組合管内の住民に対し、ごみ減量化に伴う指定袋制に関するアンケート調査を行いました。結果は次のとおりです。

抽出世帯：529世帯　回答数：238世帯　回答率：45%
抽出内訳：3名以下の世帯1/3、4～5名の世帯1/3、6名以上の世帯1/3

Q ごみの減量化・リサイクルに関心がありますか？

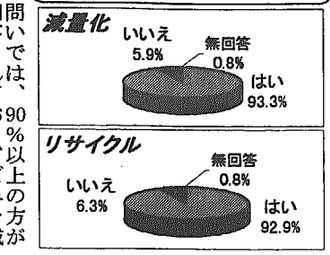

右の問いでは、90%以上の方が「関心がある」と回答されており、ごみを減らそうという意識が高まっていると思われます。

Q 燃えるごみ用のサイズについてどう思いますか？

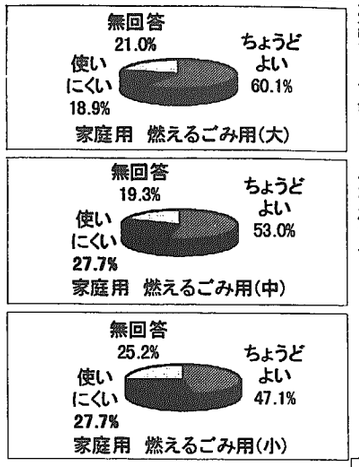

家庭用ごみ指定袋の燃えるごみ用のサイズについて、使いにくいと回答された方の理由としては、

- 燃えるごみ用（大）…大きすぎて持運びが不便
- 燃えるごみ用（中）…縦が長くて横が狭い
- 燃えるごみ用（小）…小さすぎる・横が狭い

といった意見が比較的多くありました。

Q 鉄・缶類・その他用のサイズについてどう思いますか？

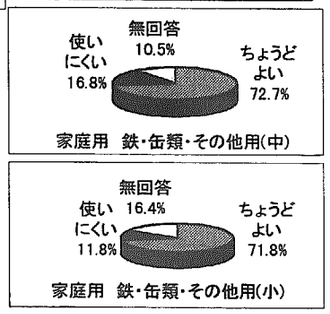

Q ガラス・陶磁器類用のサイズについてどう思いますか？

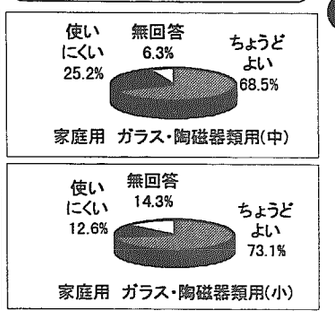

ごみ指定袋制実施から１年が過ぎまして、みなさんからのご協力により、対前年度比でごみは、20%以上の減量化を達成することができました。

一方、資源ごみの古紙類やペットボトルのリサイクル量は増加しています。下のグラフは、組合管内全体の平成10年４月～９月と平成11年４月～９月までのごみの搬入量を示したものです。

ごみ搬入量の推移

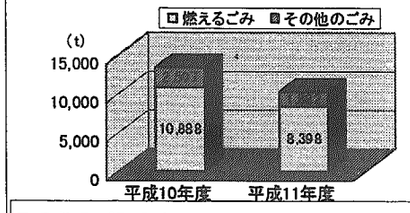

その他のごみの内訳

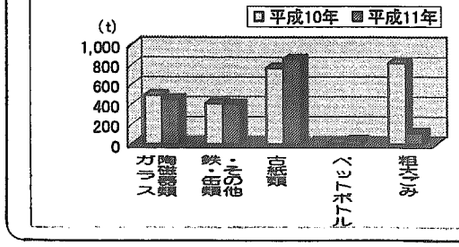

◎袋の取出しについて

一袋の取出しが不便、１枚ずつ取れるようにできないか」といった意見がありました。指定袋製造業者によりますと、当組合の指定袋のように、結び部分の付いた袋で１枚１枚取り出すようにするのは困難だそうです。ご理解ください。

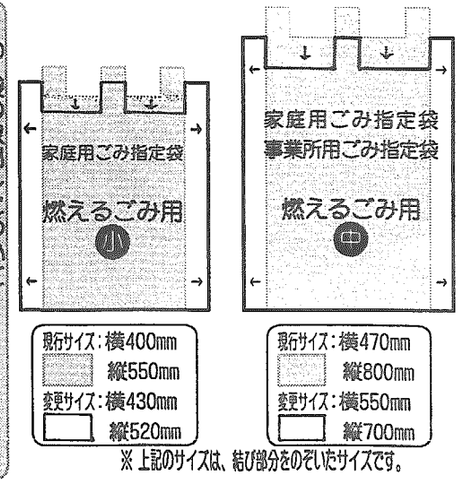

※ 上記のサイズは、結び部分をのぞいたサイズです。

平成12年4月から
家庭から出されるプラスチック製容器包装の分別収集を開始します。

容器包装リサイクル法が完全施行されます。

家庭から出される一般廃棄物の約半数（容積比）を占める容器包装廃棄物についてリサイクルを促進するために平成九年四月に『容器包装リサイクル法』が施行され、ガラス製容器、ペットボトルがリサイクルの義務の対象になっています。

平成十二年四月から容器包装リサイクル法が完全施行されることから、あらたにプラスチック製容器包装がリサイクルの義務の対象になります。

組合管内においても、さらなる減量化、リサイクルを推進するために、プラスチック製容器包装の分別収集を開始しますので、みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

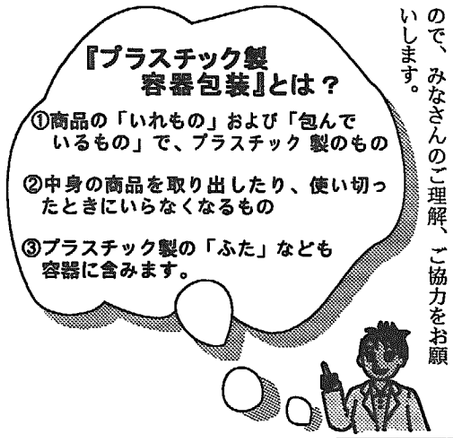

収集するもの

プラスチック製容器包装

■台所で使われるもの
- ●色、柄のついた食品用トレイ
- ●カップ麺等の容器
- ●マヨネーズ等の容器およびふた
- ●練りわさび等のチューブおよびふた
- ●お菓子、パン等の袋
- ●スーパー、コンビニのレジ袋　など

卵パック

菓子袋

レジ袋

■風呂、トイレで使われるもの
- ●シャンプー等の容器およびノズル
- ●洗剤等の容器およびふた
- ●トイレットペーパー等の袋　など

■日用雑貨
- ●歯磨き粉等のチューブ
- ●化粧品の容器およびふた
- ●スプレー缶のふた
- ●発泡スチロール製の緩衝材　など

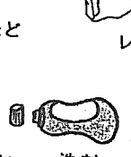
洗剤

シャンプー

白色トレイ

■白色の発泡スチロール製食品用トレイ

※色、柄のついた食品用トレイは、プラスチック製容器包装として出してください。

- ●刺身
- ●魚の切り身
- ●肉
- ●惣菜

などを入れている白色トレイ

白色トレイ

出し方

■ごみ袋の指定は、ありません
- ●資源ごみとして収集しますので透明・半透明の袋に入れ朝８時までに、ごみステーションに出してください。
- ●スーパー、コンビニのレジ袋も使えます。

■容器は、必ず洗浄し水を切ってください。
- ●洗浄が難しい練りわさびなどのチューブは、容器を半分に切って洗浄してください。
- ●汚れているものは、リサイクルできません。

■収集回数
- ●プラスチック製容器包装、白色トレイを分別し、それぞれ月１回収集します。

※詳しくは、３月配布予定の『ごみの分け方・出し方（保存版）』改訂版および『ごみ収集日カレンダー』を、ご覧ください。